

## 平成28年度 第2回 北区入札監視委員会 議事概要

開催日時	平成29年1月31日（火）午後2時～午後4時
開催場所	北区役所 第一庁舎3階 庁議室
出席委員	沼田 良委員長、高橋 達朗委員、大竹 雅訓委員
事務局	総務部長、契約管財課長、契約係長、契約管財主査
議事概要	<p>開会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会</li> <li>2. 総務部長挨拶</li> <li>3. 議事           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成28年度上半期 契約締結状況について</li> <li>(2) 平成28年度上半期 審議案件について               <ol style="list-style-type: none"> <li>①制限付き一般競争入札（2件）</li> <li>②総合評価方式入札（1件）</li> <li>③希望制指名競争入札（2件）</li> <li>④指名競争入札（1件）</li> <li>⑤随意契約（特命随意契約）（3件）</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>4. その他</li> </ol> <p>閉会</p>
審議の対象とした期間	平成28年4月1日～平成28年9月30日 総件数1,567件、制限付一般競争入札9件、総合評価方式入札1件、希望制指名競争入札523件、指名競争入札145件、随意契約889件
報告資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 入札契約方式別発注総括表</li> <li>2. 入札契約方式別抽出案件一覧</li> <li>3. 審議案件資料</li> <li>4. 各報告事項</li> </ol>
審議案件	合計 9件 「入札契約方式別抽出案件一覧」のとおり
主な意見・質問・回答等	別紙のとおり
備考	

## 平成28年度 第2回 北区入札監視委員会 議事概要 別紙

### 1. 平成28年度上半期 契約締結状況について

事務局が平成28年度上半期の契約締結状況を報告。平均落札率は90.3%であった。

### 2. 平成28年度上半期 審議案件9件について

事務局が資料「入札契約方式別抽出案件一覧」、「審議案件資料」を報告し、質疑を行った。

#### (1) 制限付き一般競争入札（2件）

- ①「稲付公園再生整備工事」
- ②「第四岩淵小学校リフレッシュ改修工事」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>・①について JV（建設共同企業体）方式での発注であるが、3者のみ応募となっている。競争性を担保するのであればより多くの参加が望まれる。3者程度の応募に留まっているのは資格要件が厳しいなど、何か理由は考えられるか。</p> <p>・②について アスベストの撤去が必要なため、変更契約を行い、契約金額が増額となったとの説明が事務局よりあった。古い建物であることから、予め工事前の調査で明らかにできなかったのか。 また、今回の増額変更後の契約金額は予定価格の範囲内であるが、過去において当初予定価格を超えて変更契約を行った事例はあるか。</p>	<p>・最近実施した中学校の改築工事案件では、入札等審査委員会に諮った上、JVの第一構成委員の資格要件については、区内に本店登録のあるAランクの建築工事業者としたが、この要件を満たす事業者は3者に限られてしまうといった事情もある。一方で競争性も求められており、技術力、信用力の面などを考慮し、資格要件を定めていることから、要件緩和は難しいと理解している。</p> <p>・アスベストについては工事前に調査しているが、足場を組んで着手した後で判明する箇所もあり、工事開始後に想定以上の撤去が必要になることがある。 なお、当初予定価格を超えるような設計変更が発生した場合には、改めて補正予算等により予算措置をしたうえで変更契約を締結することとなり、過去にも事例はある。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・落札事業者と最低制限価格未滿で失格となった事業者の応札額の差は約65万8千円であるが、区民目線で考えた時に、その程度の差であれば、最も低価格で応札した事業者に落札決定してもよいのではないかとと思われるがどうかか。</li> <li>・最低制限価格は、こういった根拠で、どのようなプロセスを経て決定されるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低制限価格設定の主旨は、ダンピング防止と行政サービスの質の低下及び下請事業者へのしわ寄せなどを防ぐ目的である。一方、国では、低価格入札調査制度があり、問題なければ落札決定する仕組みがあるが、区のレベルでは、人員とノウハウの関係で、現時点で実施するのは厳しい状況である。</li> <li>・最低制限価格については事案ごとに契約所管課で決定している。        なお、予定価格2000万円以上の工事案件に係る最低制限価格の算定に当たっては、所定の計算式で算出することとされており、今回の事案については、計算式によるものである。計算式については区ホームページにて公表している。</li> </ul>
---	--

(2) 総合評価方式入札 (1件)

③「志茂生活道路7号線拡幅整備工事(北1058号)」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・③について            この案件がなぜ総合評価方式入札で実施することとなったのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木工事主管課長からの推薦による。総合評価方式は通常の入札よりも落札決定まで期間を要することから、比較的工期に余裕のある案件から選定されることが多い。            なお、総合評価方式入札については、国が積極的に活用するよう求めており、来年度以降拡大していく方向で、庁内で検討し、将来的に大規模工事への適用拡大や優良事業者の受注につなげたいと考えている。</li> </ul>

(3) 希望制指名競争入札（2件）

④「放置自転車対策事業委託」

⑤「密集住宅市街地道路等整備工事・汚水桝等調整工事（単価契約分）」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>・④について 実施状況は資料から把握できる。特に赤羽駅は放置自転車が多いと思われるが、駐輪場の場所を知らない人が多いのではないかと。</p> <p>・⑤について 契約は総額か、予定総額による契約が中心と思われるが、本件は単価の合計額を契約金額としている。予定総額など積算したうえで契約するのが普通ではないのか。</p> <p>・工事品質の確保の面からも最低制限価格制度が必要との説明が事務局からあったが、本件は最低制限価格を設定しなくても問題ないと考えたものか。または、単価契約は最低制限価格を設定しないということか。</p>	<p>・放置自転車撤去業務のほか、駐輪場の場所を案内する業務についても別途委託により実施している。</p> <p>・本件は160工種の単価を年度の初めにあらかじめ決定しておくという契約で、どの工種がどのくらい発生するかわからないので、単価のみ決定するものである。 なお、入札は税抜単価の合計額で応札し、決定している。</p> <p>・単価契約であるから定めないということではなく、本件は最低制限価格を設定しなくても問題ない案件と捉えている。</p>

(4) 指名競争入札（1件）

⑥「滝野川六、七丁目付近下水道再構築工事（その3）」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>・⑥について 1者を除いて他すべて辞退していると事務局から説明があったが、このような結果について、何か思い当たる原因はあるか。</p>	<p>・主な辞退理由は「希望案件でない」「工期が短い」「社内で検討した結果、元請として十分対応できない」などである。 なお、本件は東京都下水道局から区が受託を受け実施することとなったが、実際は1年程度の工期が必要な案件であるにもかかわらず、東京都からの工事施工委任等様々な手続きの関係上、工期が短くなったことも原因と考えている。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の候補者は相当数いることが資料から読み取れるが、申し込みが少ない、あるいは辞退が多いのは、原因として何か考えられるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の候補者はいるが、下水道工事に対応可能な事業者は、実際は少数に限定されている。</li> </ul>
--	--

(5) 随意契約（特命随意契約）（3件）

- ⑦「北区役所高濃度 PCB 廃棄物処理委託」
- ⑧「資源（古紙）回収・運搬業務委託」
- ⑨「路面下空洞調査委託」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> <li>⑦について 契約書を見ると、再生される資源等もあるようだが、再生物の所有権の帰属について契約書に記載がない。取扱いは、どのようになっているのか。</li> <li>⑧について 古紙の売却利益はどのくらいあるのか。</li> <li>予定価格は、担当所管課と契約管財課のいずれの部署が設定しているのか。 他区の状況を調査比較するなど、何らかの形で予定価格の適正さについてチェックする仕組みも必要と思われる。</li> <li>⑨について 路面下調査は具体的にどのような手法で調査を行っているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理の全部を委託したので、すべて受注者が処分することとしている。</li> <li>平成27年度決算で約6千百万円の歳入があった。</li> <li>担当所管課で、車の台数や人件費を算出して積算している。また、事業者から見積もりも徴取し検討している。 なお、近隣区にも調査し、情報収集の上、設定している。 そのうえで予算編成の段階で財政部門により精査され、予算執行されている。チェックの仕組みについては、今後改めて検討したい。</li> <li>車に超音波探知機のようなものを設置して区内全域を走行し、路面下の状態を記録したデータを収集分析の上、空洞があるかどうか調査している。</li> </ul>

## 審議結果

- 1者を除いて他のすべての入札参加者が辞退した案件について、辞退した事業者の理由については合理性があった。結果は1者入札ではあったが、公正性は確保されていた。区は本件のような結果となった案件については、引き続き原因解明の努力をしていくとともに、さらに透明性を担保できるような方策等に関して検討していただきたい。
- 資格要件の関係で応募が3者にならざるを得ないJV案件について、区民からすると競争性に疑問を感じると思われるので、区は区民の理解を得られるような入札経過の公表方法について検討していただきたい。
- 特命随意契約の予定価格の算定と適正性、透明性について課題を感じる。この委員会内で特命随意契約の予定価格等をチェックをする必要があるのか検討し、必要があれば予定価格の適正性の確保について事務局から情報提供いただき、審議していければと考えている。
- 審議案件について、契約金額に変更があった案件については、その資料も併せて提示の上、説明をお願いしたい。
- 今回の委員会では、特命随意契約案件として業務システム関係保守委託契約について審議対象とならなかったが、システム保守事業者の見積が優先されるおそれがあることから、今後も引き続き審議していきたい。
- 概ね全体として、適切に入札執行されていると認められる。